別紙

問50. 日本国籍を有する者が次の旅程で移動する場合、その出入国の手続きに関する記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。（航空機利用の場合、出発地で最終目的地まで搭乗手続きを行ったうえ、乗り継いで最終目的地まで行くものとする。）

a. 航空機を利用する以下の旅程において、シェンゲン協定加盟国の入国審査はウィーン（VIE）で、税関検査はブダペスト（BUD）で行われる。

旅程：TOKYO(TYO) - VIENNA(VIE) - BUDAPEST(BUD)

搭乗区間	便名	日付	発	着
TOKYO(TYO) - VIENNA(VIE)	OS026	01AUG	11：10	18：20
VIENNA(VIE) - BUDAPEST(BUD)	OS639	01AUG	21：40	22：25

b. 航空機を利用する以下の旅程において、アメリカ合衆国の入国審査及び税関検査は、乗継地のトロント（YTO）で行われる。

旅程：TOKYO(TYO) - TORONTO(YTO) - PHILADELPHIA(PHL)

搭乗区間	便名	日付	発	着
TOKYO(TYO) - TORONTO(YTO)	AC002	01AUG	18：05	17：30
TORONTO(YTO) - PHILADELPHIA(PHL)	AC8520	01AUG	21：10	22：46

c. パリ（PAR）からロンドン（LON）にユーロスターで向かう以下の旅程において、パリ（PAR）でシェンゲン協定加盟国の出国審査が行われ、ロンドン（LON）で英国の入国審査が行われる。

旅程：PARIS(PAR) - LONDON(LON)

乗車区間	便名	日付	発	着
PARIS(PAR) - LONDON(LON)	Eurostar9015	01AUG	09：02	10：30